

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和元年8月1日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900010 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900014 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から昭和 57 年 1 月まで

私は、昭和 52 年 1 月 1 日に A 社に入社し、次の別会社に勤めることが決まったので昭和 57 年 1 月に退職した。A 社では、正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 社は昭和 51 年 5 月 1 日から昭和 54 年 10 月 31 日までの期間及び昭和 56 年 2 月 1 日から同年 9 月 25 日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所として記録されているところ、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社の請求期間当時の事業主は既に死亡しており、同社は、請求期間当時の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。